

日本語教育機関の認定制度について



Japanese Language Education

令和6年4月

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

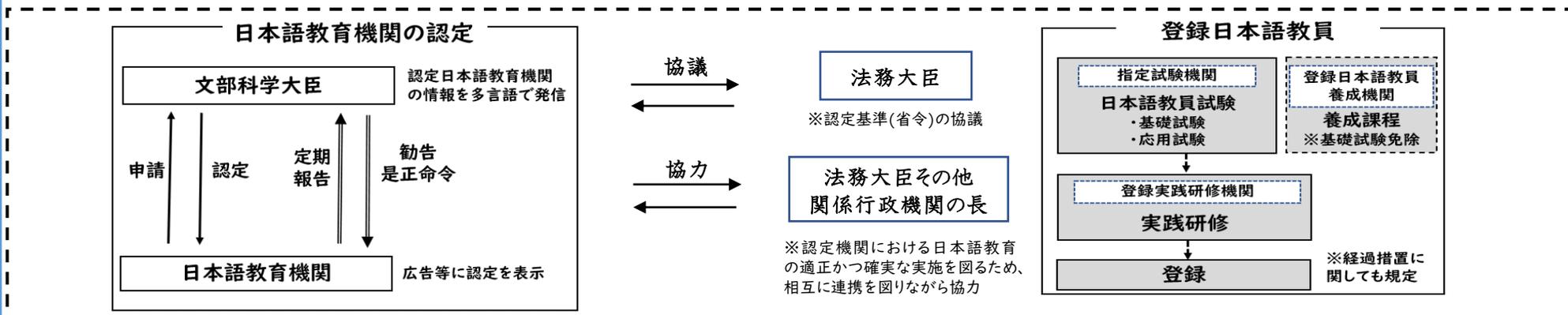
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



○日本語教育機関認定法 よくある質問集【令和6年4月18日公開版】（抜粋）

Q82. 「負担付きであることにやむを得ない事情」とはどのようなことですか。（第12条第2項、第13条4項、告示第1条及び第2条）

A 認定基準において、校地や校舎について設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないことを求めているのは、安定かつ継続した認定日本語教育機関の運営を担保するためです。その上で、告示第1条第1号及び第2条第1号に規定する「負担付きであることにやむを得ない事情があることについては、例えば、負担付きでない校地や校舎、又はそれらを取得するための資金を直ちに準備することができず、設置者による借入金により校地や校舎を取得する場合で、当該借入に伴ってこれを保証するため抵当権等の負担が附く場合を指します。この場合において、当該借入金の返済計画が実現可能なものであり、かつ、返済により近い将来において校地や校舎が負担付きでなくなるものである必要があります。

（以下略）

○認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）

（校地）

第十二条 認定日本語教育機関は、校舎その他必要な施設を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

2 校地は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

（校舎）

第十三条 認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあっては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。

2・3 （略）

4 校舎は、設置者の自己所有であり、かつ、負担付きでないものでなければならない。ただし、これと同等と認められる場合は、この限りでない。

認定日本語教育機関の認定基準【校地・校舎の自己所有】

○認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件（文部科学省告示第百六十三号）

（校地を自己所有と同等と認める場合）

第二条 認定日本語教育機関認定基準（以下「認定基準」という。）第十二条第二項の校地が自己所有であり、かつ、負担付きでないものと同等と認められる場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 校地が認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、負担付きである場合であって、当該負担付きであることにやむを得ない事情があり、かつ、当該負担が当該設置者の資産状況等からみて当該校地を長期にわたり使用する上で支障がなく、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

二 校地（認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属する部分を除く。）が国又は地方公共団体の所有に属するものであって法令により譲渡が禁止されている場合その他譲渡できない特別な事情が認められる場合であって、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、校舎の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

三 校地の面積の半分以上が認定日本語教育機関の設置者の自己所有に属するものであり、かつ、その他の部分の校地について、認定日本語教育機関の設置者（当該校地の上の建物を校舎として使用する場合であって、後者の所有者が校地の所有者と異なるときは、校舎の所有者）が、法第二条第一項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期以降二十年以上にわたり使用できる保証のある賃借権又は地上権及び当該賃借権又は地上権に係る賃貸料その他の対価を支払う能力を有しており、かつ、当該校地を使用して当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないことが確実であると認められるとき。

四 専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は各種学校（同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この条及び次条において同じ。）の設置者が、当該専修学校又は各種学校について法第二条第一項の認定を受けようとするとき。

国、独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体又は地方独立行政法人

五 認定日本語教育機関の設置者が、法第二条第三項第一号イに掲げるもの又は教育機関（学校教育法第一条に規定する学校、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関をいう。次条第五号において同じ。）を十年以上継続して運営する者である場合であって、前四号に掲げる場合と同程度に、当該認定日本語教育機関を運営することに支障がないと認められるとき。

⇒校舎についても、同旨の規定（第三条）